

春日井市 居宅介護に関するQ&A集

春日井市地域自立支援協議会

☆☆ 問い合わせ ☆☆

春日井市障がい福祉課

電話 85-6213 FAX 84-5764

春日苑障がい者生活支援センター

電話 88-7637 FAX 88-5802

障がい者生活支援センターかすがい

電話 87-6401 FAX 87-6402

障がい者生活支援センターJHN まある 電話 84-5503 FAX 84-5503

障がい者生活支援センターあっとわん 電話 91-5557 FAX 92-5481

○=可能、△=条件によって可能、×=不可能、※=その他

No	分類	質問	回答	
1	身体介護 家事援助	利用時間が過ぎて話が終わらない場合はどうなるか。	※	話の内容にもよりますが、身体及び家事援助と関係ない話の場合は、実費が発生します。また、関係のある話であっても支給決定された時間を超える場合は実費が必要です。
2	身体介護 家事援助	居宅介護の「家事援助中心や身体介護中心」とはどういうことか。	※	調理や洗濯、掃除を主に行うのが家事援助中心、入浴、排せつ及び食事の介護を主に行うのが身体介護中心です。
3	身体介護 家事援助	家事援助、身体介護の支給決定が出ており、身体介護を利用する時に体調が悪く、身体介護が利用できない場合、代わりに家事援助を利用することはできるか。	△	支給決定された家事援助の時間が残っていれば、計画を立て直して、家事援助としてサービスを利用することは可能です。
4	身体介護 家事援助 移動支援	児童で居宅介護を使える年齢は何歳からか。また、移動支援が利用できる場合は。(年齢、家族の状況によって違うのか?)	※	身体介護であれば年齢の制限はありません。家庭・障がいの状況により利用できます。 家事援助については原則児童（18歳未満）は利用できません。児童が行わなければならない家事は基本的に無いと思われるからです。 移動支援に関しては学齢児以上で、親等が付き添えない場合は対象となります。
5	家事援助	家事援助で買い物の練習をしてもらえるのか。	△	家事援助は通常本人が行うべき日常的な家事を代替するものであるため、買い物の練習は認められません。ただし、家の共同実践（身体介護の一部）としてならば可能です。

No	分類	質問		回答
6	家事援助	家族との共用スペースの掃除はしてもらえるのか。	×	同居家族に掃除してもらってください。
7	家事援助	家族が不在時の家事援助は可能かと思われるが、家族がいる場合の家事援助は可能か。	○	家事援助は本人分のみとなります。他の家族のための支援は出来ません。
8	家事援助	居宅介護の家事援助を利用しているが、家族の分まで食事は作ってもらうことは可能か。	△	居宅介護については、原則障がい者本人への支援となります。ただし、育児をする親が障がい者の場合は、子どもの分の食事を作ることができます。
9	家事援助	自立のための共同実践で、庭の草むしりはできるのか。(ヘルパーに全面的に頼むのではなく、一緒に作業する場合、どのあたりの行為まで可能なのか。)	×	共同実践は、家事援助として行う日常的な家事となります。この場合の草むしりは日常的な家事に含まれませんので共同実践として草むしりを行うことは出来ません。
10	家事援助	家族と同居しているが、家事援助の支給決定が出ている場合、支給決定された内容から外れる家事援助をしても問題が無いのか。(家族が同居ではあるが、食事のためにサービス利用申請をしていた場合に、掃除や洗濯などもしても良いのか。)	○	家事援助の決定は、調理や洗濯及び掃除等日常の家事全般の援助が受けられるものであるため、特定の家事に限定するものではありません。日常的でない家事、利用者のため以外の家の援助は利用できません。
11	家事援助	本人不在でも家事援助は利用できるのか。	×	本人不在の場合は利用できません。
12	移動支援	ヘルパーが運転する車で、プール等の外出に行くことは可能か。	×	ヘルパー自らが運転する移動は、移動支援サービスを利用できません。

13	移動支援	現地集合・現地解散は可能か。	×	原則は自宅～目的地～自宅となります。最寄駅、最寄のバス停を自宅と読み替えることは可能です。(例: 最寄駅～目的地～自宅)
----	------	----------------	---	--

No	分類	質問		回答
14	移動支援	移動支援の利用は、原則自宅から自宅と聞いていますが、最寄のバス停や駅でも可能か。	○	NO.13 参照。
15	移動支援	作業所終了後、「作業所にヘルパーが迎え」→「習い事先」→「自宅」は利用可能か。	△	移動支援は目的地～自宅間の移動を支援するものであり、「作業所～習い事先」は利用できません。ただし、「習い事先～自宅」は移動支援の利用が可能です。
16	移動支援	移動支援で、買い物の練習をしてもらえるのか。	△	日用品・食材以外の買い物へ出かける際の付き添いは可能です。
17	移動支援	学校と自宅への送迎は可能か。	×	通年かつ長期にわたる外出の支援は利用できません。
18	移動支援	日中活動サービスを利用するため、移動支援は利用できるか。	×	No17 を参照。
19	移動支援	下校時に児童デイサービスへの送迎は可能か。	×	送迎加算は事業所～自宅間の送迎を支援するものであり、利用できません。
20	移動支援	旅行に移動支援は利用できるのか。	×	宿泊を伴う移動、1回の外出で8時間(中抜き時間を除く)を超える移動支援は利用できません。
21	移動支援	行動援護の事業所が少ないため支援が受けられない。移動支援に切り替えることは可能か。	△	基本的に行動援護の対象者は行動援護を利用もらいますが、事業所の不足によりやむを得ない場合は移動支援の利用も可能です。
22	移動支援	移動支援等の「2人対応可能」の基準は何か。	△	利用者が大柄であるなどの身体的理由または多動や他害行動が認められる場合、その他障がい者の状態等から判断し、1人での対

				応が困難と認められる場合です。
--	--	--	--	-----------------

No	分類	質問	回答	
23	移動支援	移動支援の時間数は上限まで支給されており、ほぼ使い切っている。土日の他の福祉サービス（地域活動支援センター等）を利用したいと考えていますが、マンツーマン対応以外では過ごすことができない。こうした場合、新たに移動支援を基準時間数以上支給してもらうことはできるか。	×	余暇活動のための移動支援は、基準時間以上の支給はできません。 計画的にご利用ください。
24	移動支援	移動支援を利用して通院することは可能か。	×	移動支援で通院は出来ません。通院については介護給付における乗降介助もしくは通院介助を利用してくださいます。
25	移動支援	移動支援を利用して、水族館、動物園など館内及び園内の移動は可能か。	○	ただし、現地集合、現地解散の場合は対象外です。
26	移動支援 行動援護	遊び目的ではない健康維持のための散歩は、身体介護を中心で利用できないのか。	※	散歩（行動援護や移動支援）の援助が受けられる方は重度の肢体不自由者、視覚障がい者、知的障がい者及び精神障がい者です。 また、障がい程度区分が重度であっても身体介護として散歩は利用できません。移動支援は健康管理を目的としたサービスではありません。

27	その他	ヘルパーを利用するには、どうすればよいのか。	※	支給決定されていない場合は、障がい福祉課へ申請してください。ただし、18歳以上で居宅介護の利用を希望される場合は、障がい程度区分（1～6）の認定が必要です。 支給決定されている場合は、ヘルパー事業所と利用契約をしてください。
No	分類	質問		回答
28	その他	同日に複数のサービスを利用することは可能か。	△	特に規定はありません。物理的に可能な範囲であれば、サービスの同日利用は可能です。ただし、日中活動系の同じサービスを同日に2回以上利用することはできません。
29	その他	通院介助、院内介助、乗降介助の違いは何か。また、併用できるのか。	△	基本は乗降介助（車の乗り降り、車での病院への送迎）です。通院介助は、乗降の介助だけでなく移動中や外出準備（着替え、排せつなど）、帰宅後の片付け（着替えや居室への移動など）で、各20分以上の介助が必要となる方が対象となります。院内介助については原則病院側のスタッフが対応する事となっております。スタッフが対応できない場合は障がい福祉課（85-6213）に相談してください。
30	その他	通院介助のヘルパーに母親も同行してよいのか。（本人がヘルパーと動けないため）	○	同行できます。
31	その他	見守りをしてほしい。	△	重度訪問介護以外では利用できません。

32	その他	重度訪問介護は何をしてもらえるのか。	※	常時介護を必要とする重度の肢体不自由である人に、居宅において入浴、排せつまたは食事の介護や外出時の移動の補助をします。
33	その他	サービス支給決定前に緊急に支援の必要がある場合はどうなるのか。	※	支給申請をしたサービスを申請日以後、支給決定日前に利用した場合は支援の対象となります（特例給付）。但し、支給決定したサービス支給量の範囲内に限ります。 後日支給申請が却下された場合や、申請日前の利用、申請していないサービスの利用は実費負担となります。
No	分類	質問		回答
34	その他	独居の方の場合、きめ細かな支援が必要かと思われるが、どこまで支援してもらえるのか。	※	独居の方も、家族と同居されている方もサービスにおいては支援の範囲は変わりません。居宅介護においては身体介護や家事援助のほかに生活等における相談や助言等も受けることができます。
35	その他	ホームヘルパーを利用したいが、希望すれば何時間でも利用できるのか。また、障がい程度区分に関係なく利用時間がきめられるのか。	※	障がい程度区分ごとの利用限度時間の規定にしたがい、必要に応じて時間数を支給決定します。
36	その他	支給決定には支援者の事情なども加味されているか。	○	支援者の健康状態など障がい者を取り巻く家庭環境は支給決定において十分考慮しております。
37	その他	身体介護中心の計画で、共同実践で調理・清掃などの予定であったが、本人の体調により、援助時間全てヘルパーのみでの援助になった場合、支給決定が身体介護中心でしか出でない受給者の場合、計画変更も出来ないが	※	このような場合はサービスを利用できず、キャンセルとなります。但し、緊急で調理等の家事が必要だった場合は早めに障がい福祉課（85-6213）へ相談してください。

	どうすればよいのか。(身体介護に含まれるような援助が一切無かった場合)			
38	その他 身体介護から家事援助等の介助を行う時、2時間空けなければいけないのか。	※	基本的に間の時間が2時間未満の場合、前後の介助を一連とし、どちらか中心となります。ただし、明確に介助内容が分かれている場合、別の介助とみなされます。	
39	その他 介護保険対象者で、実費が発生しているため障がい福祉サービスを利用したいが可能か。	△	要介護5で身体障がい者手帳1種1級の方は利用することができます。	

No	分類	質問	回答	
40	その他	担当ヘルパーに不都合を感じたとき、直接ヘルパーに言いづらい場合はどうしたらよいのか。	※	事業所の苦情担当者にお申し出ください。
41	その他	サービス利用中に、電化製品等が壊れた場合、誰の責任になるのか。	×	通常の利用で壊れた場合はヘルパー個人の責任にはなりません。ただし、個々の状況によって異なります。

<用語解説集>

この「居宅介護に関するQ&A集」では、以下の用語は、下記の意味で使用しています。

居宅介護	ホームヘルプサービスのこと。
身体介護	入浴、排せつ、食事、衣類の着脱などの介護のこと。
共同実践	一人では家事ができないが、ヘルパーの協力があればできる場合、将来的に自立を目指すためにヘルパーと共に家事を行うこと。身体介護となる。
家事援助	調理、洗濯、掃除・整理整頓、買い物などの援助のこと。
日常的な家事	生活する上で常に必要な調理・掃除洗濯・買い物のこと。通常たまにしか行わない大掃除（カーテンの洗濯・草取り、窓拭きなど）やお祝いのための特別な食事の支度、日用品や食材以外の物の買い物などは含まない。
調理	利用者の分の食事の準備、調理器具の後片付け。
掃除	居室・台所・廊下・トイレ・浴室・洗面所など利用者が普段使用する場所の掃除。同居家族がいる場合は、本人だけが使用する場所のみ。
洗濯	利用者の衣類の洗濯、洗濯物を干す、取り込む、洗濯物をたたむ。
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動などの社会参加のための外出の支援。

(平成21年11月作成)